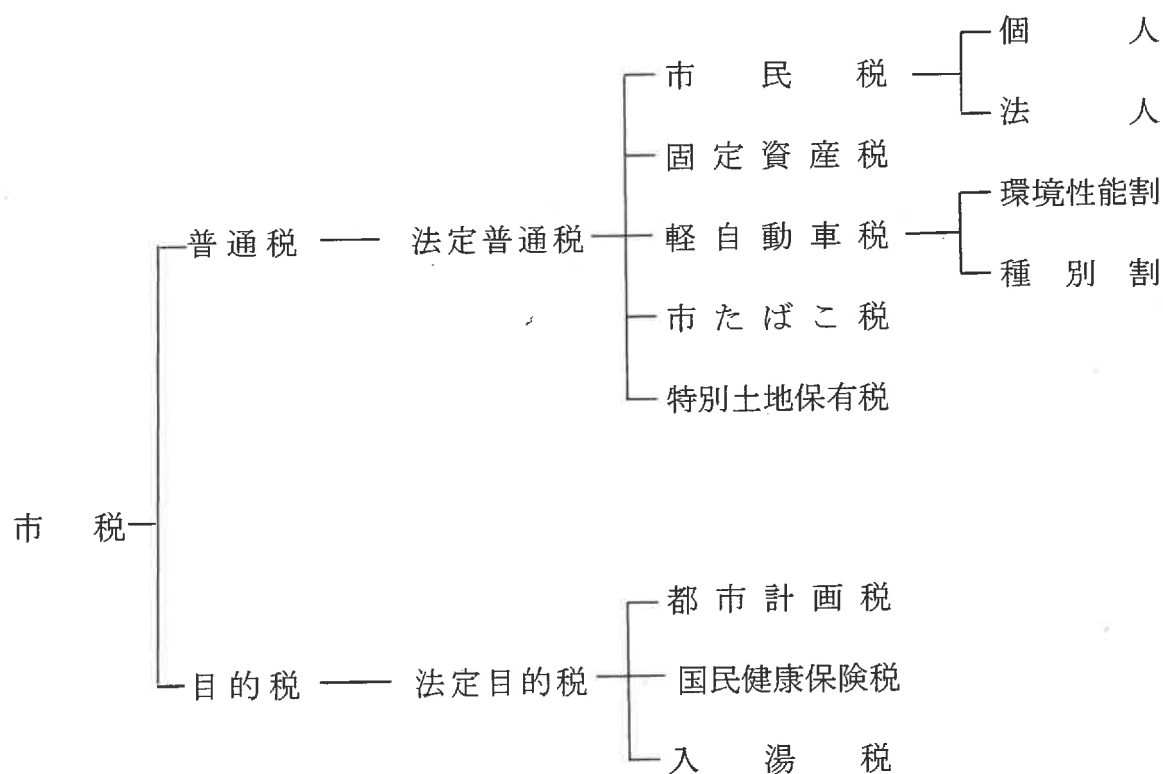


2 税務行政機構等

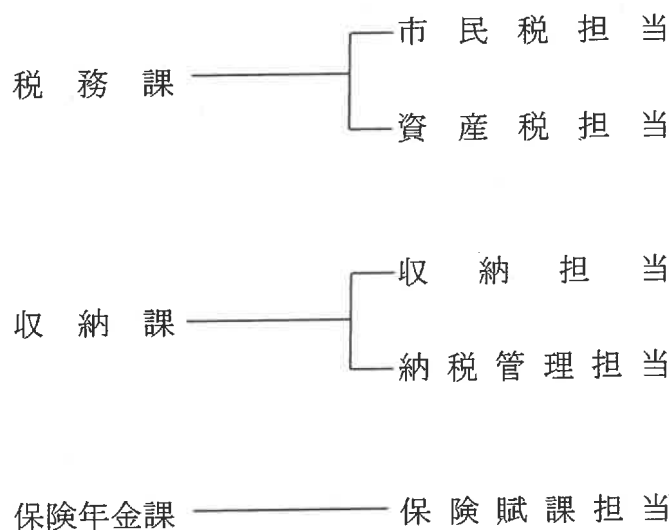
(1) 鶴ヶ島市の税体系



(2) 税務機構及び事務分掌

(ア) 税務機構図

(令和5年4月1日現在)



(イ) 事務分掌

総務部	税務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 税務事務の総合調整及び税制に関すること。 (2) 個人市民税・県民税の調査賦課に関すること。 (3) 軽自動車税の調査賦課に関すること。 (4) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付並びに返納に関すること。 (5) 課税証明に関すること。 (6) 法人市民税及びたばこ税の調査賦課に関すること。 (7) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の調査賦課に関すること。 (8) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
	収納課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税、個人県民税及び国民健康保険税（以下この項において「市税等」という。）の収納管理に関すること。 (2) 市税等の過誤納金の還付に関すること。 (3) 個人県民税の払込みに関すること。 (4) 市税等の口座振替に関すること。 (5) 納税証明に関すること。 (6) 市税等及び附帯金の徴収に関すること。 (7) 市税等の滞納処分等に関すること。 (8) 徴収金の囑託及び受託に関すること。 (9) 市税等の納税の奨励に関すること。 (10) 市税等以外の滞納債権の徴収に係る支援及び調整に関すること。
健康部	保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失並びに保険給付に関すること。 (2) 国民健康保険被保険者証の交付検認、更新等に関すること。 (3) 国民健康保険被保険者資格証明書の交付検認、更新等に関すること。 (4) 国民健康保険被保険者台帳の整理保存に関すること。 (5) 国民健康保険税の賦課に関すること。 (6) 国民健康保険税の課税台帳の整理保存に関すること。 (7) 国民健康保険特別会計予算に関すること。 (8) 鶴ヶ島市国民健康保険運営協議会に関すること。 (9) その他国民健康保険に関すること。

※税務行政機構の事務分掌であるため、保険年金課については、国民健康保険税に関する事務のみ掲載。

(3) 税務事務従事職員一人当たりに対する人口及び世帯調 (各年4月1日現在)

	27年	28年	29年	30年	31年	2年	3年	4年	5年
税務事務従事職員(人)	32	30	30	30	29	30	29	28	28
1人当り人口(人)	2,190	2,334	2,333	2,336	2,412	2,331	2,413	2,497	2,504
1人当り世帯(戸)	925	1,000	1,013	1,025	1,074	1,052	1,109	1,164	1,185

※税務事務従事職員は税務課及び収納課の職員数。

再任用(短時間勤務)、一般職非常勤職員、臨時職員及び会計年度任用職員を除く。

(4) 税務職員に関する調 (令和5年4月1日現在・単位:人)

	担当名	課長	主幹	主査	主任	主事	主事補	再任用 (短時間勤務)	会計年度 任用職員	計
税務課	市民税担当	1	1	1	3	0	3	0	2	20
	資産税担当		1	1	3	1	2	0	1	
	計	1	2	2	6	1	5	0	3	
収納課	収納担当	1	1	1	3	1	0	1	2	16
	納税管理担当		0	2	1	0	1	0	2	
	計	1	1	3	4	1	1	1	4	
保険年金課	保険賦課担当	1	1	0	2	1	0	0	1	6
	計	1	1	0	2	1	0	0	1	

※税務職員は税務課、収納課、保険年金課は保険賦課担当の職員数。以下税務職員において同様

(5) 税務職員経験年数調 (令和5年4月1日現在・単位:人)

区分	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	6年以上	平均経験年数
税務課	3	3	2	2	2	2	3	3.1
収納課	1	1	0	2	0	1	6	8.4
保険年金課 (保険賦課担当)	0	0	2	0	1	1	1	5.4
総数	4	4	4	4	3	4	10	5.2

※税務職員のうち正規職員

(6) 税務職員年齢別調 (令和5年4月1日現在・単位:人)

区分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	平均年齢(歳)
税務課	2	7	3	2	3	0	34.0
収納課	0	3	1	0	7	0	43.5
保険年金課 (保険賦課担当)	0	2	1	1	2	0	40.2
総数	2	12	5	3	12	0	38.2

※税務職員のうち正規職員

(7) 税務事務従事職員に関する比較

(各年4月1日現在)

区分	年度	30	31	2	3	4	5
市職員数(人)		387	384	383	377	379	377
市長部局職員数(A)(人)		335	335	333	327	327	325
税務事務従事職員(B)(人)		30	29	30	29	28	28
(B)/(A)×100(%)		9.0	8.7	9.0	8.9	8.6	8.6

(8) 市税の徴税費に関する調

(各年度決算額・単位：千円)

区分	年度	30	元	2	3	4
税収入額	① 市 税	10,066,114	10,065,010	10,097,691	9,999,621	10,286,015
	② 個人県民税	2,768,652	2,743,610	2,760,127	2,730,471	2,840,678
	③ 総 計	12,834,766	12,808,620	12,857,818	12,730,092	13,126,693
徴 人件費	④ 基 本 給	115,246	106,745	108,192	103,085	96,613
	⑤ 諸 手 当	78,224	71,471	70,569	70,342	64,149
	⑥ そ の 他	52,561	47,867	48,615	47,015	42,889
	⑦ 小 計	246,031	226,083	227,376	220,442	203,651
徴 費用	⑧ 需 用 費	71,703	72,664	72,637	64,605	70,453
	⑨ 報奨金及びこれに類する経費	45	60	45	45	60
	⑩ 償還金、利子及び割引料	28,581	67,407	27,167	31,950	31,445
	⑪ そ の 他	19,488	28,253	19,233	19,407	28,929
	⑫ 合 計	365,848	394,467	346,458	336,449	334,538
	⑬ 徴税費経費分(⑫-⑩)	337,267	327,060	319,291	304,499	303,093
⑭ 県民税徴収事務委託金	117,079	114,795	117,815	118,269	116,847	
⑮ 県委託金で補てんする外の徴税費経費分(⑬-⑭)	220,188	212,265	201,476	186,230	186,246	
税収入額に対する徴税費経費分の割合	⑯ 県 税 含 む (⑬/③)	2.6%	2.6%	2.5%	2.4%	2.3%
	⑰ 県 税 除 く (⑮/①)	2.2%	2.1%	2.0%	1.9%	1.8%
⑱ 税務事務従事職員数(人)		32	29	30	30	29
⑲ 職員一人当たりの人件費(⑦/⑱)		7,688	7,796	7,579	7,348	7,022

※⑱税務事務従事職員数はそれぞれ3月31日現在のもの(再任用職員含む。)

(9) 地方税法改正の推移(概要)(平成30年度～令和5年度)

平成30年度

- ・基礎控除の見直し等(法第34条第2項及び第314条の2第2項)令和3年1月1日施行
- ・年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し(法45条の2第1項及び第317条の2第1項)
- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長(法附則第4条第1項第1号)
- ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長(法附則第4条の2第1項第1号)
- ・県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲に伴う所要の措置(令第7条の19第5項、令第8条、法71条の26第1項他)
- ・休眠預金等活用法の施行に伴う利子割に係る所要の措置(令第7条の4の2第1項～第3項)
- ・地方税共同機構の設立に伴う地方税関係手続きの規定整備(法第317条の6第5項、6項及び9項他)
- ・ふるさと納税に係る申告特例通知書の電子的送付(則附則第2条の4第2項)
- ・法人市民税に係る恒久的施設(PE)関連規定の見直し(法第23条他)
- ・外国子会社合算税制等の見直しに伴う税額控除制度の創設(法第53条第24項及び第25項、第321条の8第24項及び第25項)
- ・納期限の延長の場合の延滞金に係る計算期間の見直し(法第65条第2項他)
- ・土地税制に係る現行の負担調整措置の3年間延長(法附則第18条他)
- ・再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長(法附則第15条第32項)
- ・中小事業者等が新規取得する生産性向上の用に供する一定の償却資産に係る課税標準の特例措置の新設(法附則第15条第47項)
- ・新築住宅に係る固定資産税減額措置を2年延長(法附則第15条の6及び第15条の7)
- ・耐震改修を行った住宅に係る固定資産税減額措置を2年延長(法附則第15条の9第1項)
- ・バリアフリー改修等を行った住宅に係る固定資産税減額措置を2年延長(法附則第15条の9第4項他)
- ・国民健康保険の広域化に伴う、国民健康保険事業費納付金に関する規定及び用語の整理(条例第2条第1項)
- ・国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の引上げ(条例第19条第2号及び第3号)

令和元年度

- ・ふるさと納税制度の見直し(法第37条の2第2項及び第314条の7)
- ・住宅ローン控除の拡充に伴う措置(法附則第5条の4の2)
- ・子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置(法第23条第1項他)

令和3年1月1日施行

- ・住宅ローン控除の適用要件の見直し(法附則第5条の4の2)
- ・個人住民税の申告記載事項の見直し(法第45条の2第6項他)
- ・証券口座に対する番号付番(法第20条の11の3及び第20条の11の4)令和2年4月1日施行
- ・都道府県農業協同組合中央会から組織変更した農業協同組合連合会に係る非課税措置の創設(法附則第7条の5及び第8条の5)
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の大会関連外国法人に係る非課税措置の創設(法附則第7条の6及び第8条の6)
- ・電子申告義務の宥恕措置(法第53条第46項及び第321条の8第42項)
- ・軽自動車税環境性能割の創設(法第442条、法附則第29条の9)

- ・ 帰還環境整備推進法人が行う事業に対する特例措置の創設（法附則第15条第49項）
- ・ 所有者不明土地において行う地域福利増進事業に係る特例措置の創設（法附則第15条第50項）
- ・ 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の創設（法附則第15条の8第4項）
- ・ 熊本地震の被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置の拡充（法附則第16条の2）
- ・ 国民健康保険税の税率及び賦課限度額の改正（条例第2条第2項、第6条、第7条、第8条及び第19条）
- ・ 国民健康保険税の旧被扶養減免に関する改正（条例第22条第1項第2号）
- ・ 国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の引上げ（条例第19条第2号及び第3号）

令和2年度

- ・ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し（法第34条第1項）
- ・ 個人住民税の人的非課税措置の見直し（法第24条の5第1項及び第295条第1項）
- ・ 国外居住親族に係る扶養控除の見直し（法第34条第1項第6号及び第314条の2第1項第6号）
- ・ 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設（法附則第34条）
- ・ 一般NISA制度の見直し（法附則第35条の3の2）
- ・ つみたてNISA制度の期限延長（法附則第35条の3の2）
- ・ ジュニアNISAの終了に向けた所要の措置等（法附則第35条の3の3及び第35条の3の4）
- ・ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充等（法附則第8条の2の2）
- ・ 国税における連結納税制度の見直しに伴う地方税の対応
- ・ 敷地分割組合に係る措置（法附則第24条第5項及び第294条第7項）
- ・ 5G導入促進税制の創設（法附則第8条第15項及び第16項）
- ・ 情報連携投資等の促進に係る税制の廃止（旧法附則第8条第15項及び第16項）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う徴収猶予制度の特例
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う寄附金税額控除の特例
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応
- ・ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置の創設（法附則第61条）
- ・ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長（法附則第62条）
- ・ 現に所有している者の申告制度の創設（法第384条の3）
- ・ 使用者を所有者とみなす制度の拡大（法第343条第5項）
- ・ 農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置の創設（法附則第15条第46項）
- ・ 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設（法附則第15条第47項）
- ・ 一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の創設（法附則第15条第48項）
- ・ ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例措置の創設（法附則第15条第49項）
- ・ 新築住宅に係る固定資産税減額措置の延長（法附則第15条の6及び第15条の7）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国民健康保険税の減免（条例第22条第2項）
- ・ 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用（条例附則第4項及び第5項）
- ・ 国民健康保険税賦課限度額の改正（条例第2条第2項及び第19条）

令和3年度

- ・ 住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴う措置（法附則第61条第2項及び第4項）
- ・ 退職所得課税の適正化

- ・非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し（法附則第3条の3、法施行令第47条の3及び法第311条）
- ・特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続の簡素化（法施行規則第2条の3）
- ・給与所得にかかる特別徴収税額通知の電子化（法第321条の4第7項～9項）
- ・デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設（法附則第8条第17項及び第18項）
- ・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設（法附則第8条第19項及び20項）
- ・研究開発税制の見直し・延長（法附則第8条第2項及び第4項）
- ・賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し・延長（法附則第8条第11項及び第12項）
- ・中小企業における所得拡大促進税制の見直し・延長（法附則第8条第13項及び14項）
- ・国税における連結納税制度の見直しに伴う対応（外国税額控除関係）（法第321条の8第39項～46項及び第51項）
- ・eLTAXの対象となる申請等の範囲の拡充（法施行規則第24条の39第1項）
- ・固定資産税（土地）の現行の負担調整措置の継続と、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度課税標準額に据置く措置（令和3年度に限る）の創設（法附則第17条～第22条）
- ・浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の創設（法附則15条第46項）
- ・生産革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長（法附則第64条）
- ・熊本地震の被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の延長（法附則第16条の2）
- ・平成30年7月豪雨による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充（法附則第16条の3）
- ・利水ダムに整備される治水のための放流施設に係る非課税措置の創設（法第348条第45項）
- ・市町村自転車活用推進計画に基づき設置したシェアサイクルポートに係る課税標準の特例措置の創設（法附則第15条第45号）
- ・駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置を2年延長（法附則第15条第15項）
- ・未就学児の均等割保険税の軽減措置（条例第19条の2）

令和4年度

- ・住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴う措置
- ・上場株式等の配当所得等に係る課税方式
- ・個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備
- ・賃上げの促進に係る税制の見直し（法附則第8条第8項）
- ・中小企業における所得拡大促進税制の見直し・延長（法附則第8条第9項）
- ・東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人の非課税規定の廃止（法附則第7条の6、令附則第5条の2の2）
- ・グループ通算制度における外国税額控除の見直し（法第321条の8第41項、第45項及び第46項、令第48条の13の2、則第10条の2の6）
- ・予定申告税額の計算方法（令第48条の10）
- ・グループ通算制度における研究開発税制の見直し（法附則第8条第1項～第4項、令第5条の2）
- ・磁気テープの提出の除外（法第321条の8第62項、則第10条の2の8第4項）
- ・商業地等において、負担調整措置により課税標準額が増加する土地について、増加幅を緩和する措置の創設（法附則第18条）
- ・貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設（法附則第15条第44項）
- ・下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合の変更及び特例措置の延長（法附則第15条第2項第5号）

- ・固定資産課税台帳の閲覧・証明書の交付に係るDV被害者等に対する支援措置
(法第382条の2、第382条の3及び第382条の4)
- ・省エネ改修を行った既存住宅に係る税額の軽減措置の拡充及び縮減並びに適用期限の延長
(法附則第15条の9及び第15条の9の2)
- ・国民健康保険税の税率及び賦課限度額の改正(条例第2条第2項及び3項、第5条、第6条の2、第7条、第8条、第11条及び第19条)

令和5年度

- ・特定非常災害に係る損失の繰越控除制度の見直し(法第33条第1項～第3項及び法第314条第1項～第3項)
- ・ふるさと納税の指定取消しに係る所要の措置(法第37条の2第2項第4号～第5号及び第6項、法第314条の7第2項第4号～第5号及び第6項、法附則第1の16条第4項)
- ・扶養親族等申告書の記載事項の簡素化(所得税法第194条第2項、法第45条の3の2第2項、法第317条の3の2第2項)
- ・国際最低課税額に対する法人税の創設に伴う対応(法第23条第1項第4号イ、法第292条第1項第4号イ)
- ・質問検査権の対象の明確化(法第353条第1項)
- ・相続税に係る固定資産情報の通知の電子化(法第747条の5第1項)
- ・償却資産(知事・大臣配分資産)に係る固定資産税の申告・通知の電子化(法第747条の2第1項、第762条第1号)
- ・労働者協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る非課税措置の創設(法第348条第4項)
- ・中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置の創設(法附則第15条第45項)
- ・バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る特例措置の創設(法附則第15条第46項)
- ・長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設(法附則第15条の9の3)
- ・水素ステーションに係る課税標準の特例措置の拡充・縮減及び延長(法附則第15条第7項)
- ・都市再生特別措置法に規定する認定事業者が特定都市再生緊急整備地域・都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置の拡充・縮減及び延長(法附則第15条第14項)
- ・鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長(法附則第15条第17項)
- ・平成28年熊本地震の被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の延長(法附則第16条の2)
- ・平成30年7月豪雨による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の延長(法附則第16条の3)
- ・令和2年7月豪雨による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充(法附則第16条の4)
- ・国民健康保険税賦課限度額の改正(条例第2条第2項及び3項、第19条)
- ・国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の引上げ(条例第19条第2号及び第3号)

《 参 考 》

市民税（個人）所得割税率

H10		H11～H18		H19～	
課税標準額	税 率	課税標準額	税 率	課税標準額	税 率
200万円以下	3%	200万円以下	3%	一 律	6%
200万円超	8%	200万円超	8%		
700万円超	12%	700万円超	10%		

《 参 考 》

個人市民税の所得控除等に関する推移

(単位：万円)

区分		年度							備 考
		30	元	2	3	4	5		
基礎控除		33	33	33	別紙	別紙	別紙		
障害者控除	普 通	26	26	26	26	26	26		
	特 別	30	30	30	30	30	30		
	同居の特別障害であるもの	53	53	53	53	53	53		
寡婦(寡夫)	一 般	26	26	26	26	26	26	令和3年度よりひとり親控除へ移行のため、特別寡婦及び寡夫控除は廃止。従来の寡婦控除（一般）該当者で所得500万円以下の者が対象。	
	特 別	30	30	30	/	/	/		
ひとり親控除		/	/	/	30	30	30		
勤 労 学 生 控 除		26	26	26	26	26	26		
配偶者控除	一 般	33	別紙	別紙	別紙	別紙	別紙		
	老 人	38	別紙	別紙	別紙	別紙	別紙	70歳以上	
配偶者特別控除		33	別紙	別紙	別紙	別紙	別紙	最高限度額	
一般の扶養親族		33	33	33	33	33	33	16歳以上18歳以下 23歳以上69歳以下	
特定扶養親族		45	45	45	45	45	45	19歳以上22歳以下	
老人扶養親族	同居老親等以外の人	38	38	38	38	38	38	70歳以上	
	同居老親等	45	45	45	45	45	45	70歳以上直系尊属	
均等割非課税基準額		28	28	28	38	38	38	合計所得金額≤28万円×(本人+扶養数)+10万円 配偶者、扶養のある者は168,000円加算	
所得割非課税基準額		35	35	35	45	45	45	総所得金額等≤35万円×(本人+扶養数)+10万円 配偶者、扶養のある者は320,000円加算	

《 参 考 》

基礎控除

	納税義務者の合計所得金額			
	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
控除額	43万円	29万円	15万円	なし

配偶者控除

	納税義務者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
一般配偶者控除	33万円	22万円	11万円	なし
老人配偶者控除 (70歳以上)	38万円	26万円	13万円	なし

配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	なし
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超	なし			